

北海道身体障害者新聞

発行人 一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
会長 赤坂 勝
札幌市中央区北2条西7丁目(かて2-7)
電話 011-251-1551
FAX 011-251-0858
ホームページ www.hokushinkyu.or.jp
北海道障害者社会参加推進センター
電話 011-251-9302
毎月 25日発行
会員購読料(年) 90円 (会費を含む)
非会員 同 2,000円

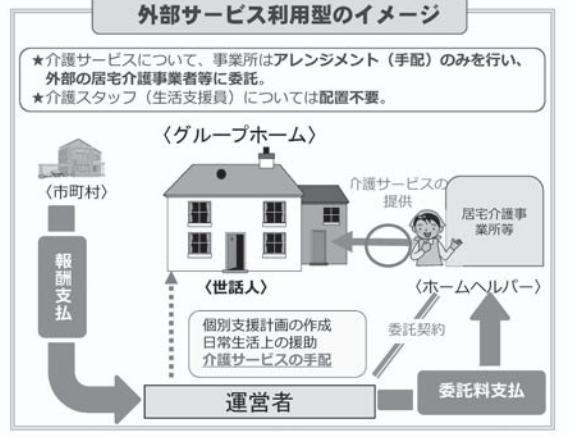
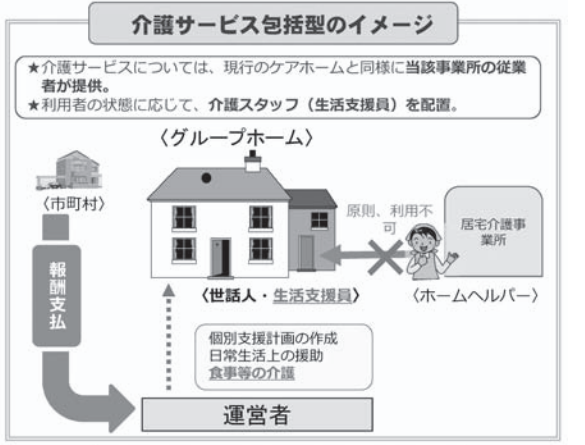
4月以降、障がい者のグループホームへ一元化について

「障害者が生活上の支援を受けて共同生活するグループホームとケアホームが、平成26年4月からグループホームに一元化されます。」

現行は、介護サービスの有無によりグループホームとケアホームに分かれているが、障害者が高齢化・重度化しても、現在入居している施設で個々の状況に合った介護サービスを受けられるようにするためです。

グループホームは障がいの軽い人が対象で、運営者が置いた世話人が家事の手伝い、生活上の相談に乗る。ケアホームは、障がい者が重く日常生活に介護が必要な人が入居します。世話人の他に介護スタッフの生活支援員がおり、食事・入浴等の介護をします。

新体制は、ケアホームが廃止され、グループホームに一元化されます。



①は現行のケアホームと同様、運営者は世話人と生活支援員をグループホームに置き自ら介護サービスを提供します。

②の場合は介護サービスは外部の居宅介護事業者に委託されます。

現行のケアホームは、①に、グループホームは②に移行と思われ。

また、1人暮らしを希望する障がい者のために、グループホームを拠点にして、民間アパートの1室を借りて暮らす「サテライト型住居」が創設されます。

グループホームから20分以内に移動できる距離に設置し、グループの世話人が定期的に巡回します。

障がい者福祉サービスには、食事、排泄の介助、外出時の介護など障がい者を総合的に支援する「重度訪問介護」があります。

これまでは、重度の身体障がい者に限られていましたが、4月から、重度の知的・精神障がい者も対象になります。

常に介護が必要で、行動障害がある人が対象になります。

「障害者差別解消法」ってなに？

平成26年2月14日(金) 恵庭市役所に於いて、恵庭市の手話通訳者のサークルと要約筆記者サークルの要請により、「障害者差別解消法」について、

「障害者差別解消法」を議題に一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 泉 司 常務理事・事務局長が講演をされました。

障がいのある人もない人も分け隔てなく差別を解消して、お互いに尊重し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目的としていることの説明がありました。

第一部に続いて、第二部では、近年の全国・全道・恵庭市の身体障がい者数の推移や重複障がい者の内訳等の説明があり、参加者は皆さん、熱心にメモを取っていました。

今後は、市町村の所管部署担当者や議会常任委員会の方々に参加頂き、障がい者差別の無い社会の構築を目指して生きていきたいと思います。

※各加盟団体に於かれましては、各種研修事業等を開催していると思いますが、各会員に周知するなどの勉強会等に要請がありましたら、スケジュールの都合を調整して伺いますので問い合わせください。

メモ
差別解消法について

日本は障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立など、制度改革が行われ、障害者虐待防止法もでき、虐待防止の取組みも進んでいます。

障がい者以外の分野では、男女雇用機会均等法があります。千葉県、北海道、岩手県、熊本県、長崎県、さいたま市、八王子市では、すでに障がい者の権利に関する条例ができており、障がいを理由にした差別を禁止しております。

2012年9月に内閣府の障害者政策委員会のもと、差別禁止部会意見がまとまり、2013年6月、国会で障害者差別解消法が成立しました。

昨年12月4日に日本でも障害者権利条約の批准が参議院で承認されております。

※差別解消法の全26の本則の条文と付則の条文があります。

○障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはならない。
○社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。
○国は差別や権利侵害の防止を啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならない。

以上のことを定めています。
(JDF発行「障害者差別解消法」を参照して居ります。)



講演する泉 司 常務理事



会場風景 (参加の皆さん)

「半身麻痺の移動が楽に」

体に麻痺が残った場合、できるだけ早くリハビリを始めることが重要です。

従来のリハビリ用歩行器は体を囲う柵のようなもので両手を使います。

そこで片手操作の歩行器が考えられました。

子供が乗る一輪車のような形で、足元は4輪になっており、安定し、移動もスムーズです。一輪車のサドルの部分が肘置き

盲ろう者通訳・介助員派遣事業の利用登録申請について

あなたのご家族や周りに視覚と聴覚に重複して障がいのある方はいませんか。北海道身体障害者福祉協会では、このような方に対するコミュニケーションや移動等の支援を行う「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」を無料で行っております。

是非、盲ろう者の方やご家族に、この事業を紹介して通院や買い物などで利用されるようにお伝え下さい。

なお、事前に利用登録が必要となりますので、登録手続き等は、左記へお問合せ下さい。

【問合せ先】
一般社団法人
北海道身体障害者福祉協会
札幌市中央区北2条西7丁目
電話 011(251) 1551
FAX 011(251) 0858

「ご連絡をお待ちしています」
あなたの自立と社会参加のお手伝いを致します。

一般社団法人日本義肢協会会員

株式会社 札幌義肢製作所
代表取締役 関 喬
札幌市中央区南三条西六丁目
電話代表(011)241-0986番

札幌義肢製作所旭川支店
支店長 舛田裕司
旭川市五条通十二丁目
電話(0166)241-5331番

有限会社 野坂義肢製作所
札幌市中央区南三条東四丁目
電話(011)221-1406番

有限会社 河笠義肢製作所
小樽市長橋四丁目七番二十九号
電話(0134)211-3042番
(0134)317-002番

株式会社 馬場義肢製作所
函館市豊川町一五の二
電話(0138)321-2615番
札幌市北七条七丁目
電話(011)741-0333番
室蘭市母恋北町一三の六
電話(0143)311-529番
釧路市富士見一五の九
電話(0154)411-3546番

株式会社 田村義肢製作所
札幌市中央区北四条東五丁目
電話(011)200-1277番
帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地
電話(0155)271-2489番

有限会社 三愛義肢製作所
代表取締役 柏崎力ネ
岩見沢市志文町九二三番地二六
電話(0123)211-6433番

株式会社 協和義肢製作所
岩見沢市三条西八丁目
電話(0123)211-3739番
FAX(0123)211-7618番

有限会社 美唄義肢製作所
代表取締役 松田清勝
美唄市東七条北四丁目七番九号
電話(0126)611-0931番

有限会社 千葉義肢製作所
釧路市若草町七番二一
電話(0154)211-0381番
FAX(0154)211-9588番

相次ぐ障害者ホーム反対の背景について

「ある調査によると、障がいのある人が地域社会で暮らすケアホームやグループホームの設置に反対運動が起き、計画断念となるケースが全国で起きています。」

ノーマライゼーションの理念の下、施設で暮らす障がい者に地域のホームに移ってもらう「地域生活移行」が進む一方、なぜこうした事態になるのか。東京都内のグループホームの建設予定地では、数年前に計画が立ち上がってから、一部の住民が反対運動を続けている。

このホームには地元出身の障がい者数人が暮らすホームが建設予定でしたが、予定地周辺に、「障害者施設建設反対」と書いたのぼり旗が並んでいる。

説明会では反対住民から障害者への不安や嫌悪感の発言が相次ぎ、「ギャーのような動物的な声が聞こえる」「女性の後をつけ回したりしないか」「地価など資産価値が下がる」など、今、全国各地で反対運動が起きている現状です。

こうした反対運動は、古くからの住宅街より新興住宅街が多いという。障がい者と接する機会が少ない若い世代が多く、「障害者に対する不安、恐怖」を抱いていると思われる。

こうした状況の中で、昨年6月、「障害者差別禁止法」が成立し、国や自治体は、差別による紛争を解決し、解決のために体制の整備が求められ、ホームを設置する事業者の大きな後押しになると思われます。

障害者ホームについて、信頼すべく行政機関が住民に事業の説明等の間に入ることで住民が安心して反対運動を沈静することも十分期待できます。「障害者差別禁止法」が広く浸透していくことにより社会に於ける様々な問題が解決に向かっていることを期待を致します。

65歳以上の障がい者「介護保険」が優先

「自宅で公的介護サービスを受けて生活している障がい者が65歳になった途端、負担増や給付カットを求められるケースが相次いでいる。」

サービスの提供制度が原則、障害者総合支援法から介護保険に切り替わるため、利用者への負担が大きく、自治体によってばらつきがあり、不公平感を招いており、自治体に対して、訴訟を起こしたケースもある。

総合支援法は、障がい者の生活と社会参加を支援するための制度で、自己負担には低所得者への配慮措置があり、利用者の9割が無料。費用は自己負担分を除き全額税金でまかなわれる。自治体の財政力によつてサービス内容にばらつきが大きい。

介護保険は、高齢になつて介護を必要とする場合に備えた支えあいの仕組みで、サービス費用は保険料と税金で半分ずつ賄われ、サービス内容は全国一律の基準となつています。

総合支援法では、両方の制度を使える場合は、「介護保険優先」と規定。

日本の社会福祉制度では通常、税による福祉制度より、保険料の支払が条件となる保険制度が優先される。このため、65歳以降は原則として介護保険が適用となります。

両制度を併用する場合の扱いも自治体で異なり、65歳で介護時間が減るケースもあります。

総合支援法の前身の旧障害者自立支援法は2006年に施行。最近になって介護保険の優待が相次いでいる背景は、「高齢になつても、介護を受けながら地域で暮らしたい」という意欲のある障がい者が増えてい

療育教育利用者募集

「函館視力障害センター」は平成26年度(平成26年4月利用開始)あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゆう師の国家資格取得を目指す療育教育の利用者を募集。

※利用可能な方(次の①と②の両方を満たす方)

① 視覚に障がいのある方で、施設利用について市区町村から「障がい者福祉サービス受給者証」の交付を受けた18歳以上65歳未満の方

② 大学に入学することができ、方、もしくは、函館視力障害センターが実施する「個別利用資格審査」によつて、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた方。

※利用期間 3年

※その他

通えない方は寮(施設入所支援)があります。

・食事(実費負担)・個室・無線LAN付・天然温泉

※締切

平成26年2月末を予定

問合せ先

函館視力障害センター
〒042-0932
函館市湯川町1-35-20
電話 0138(59)2751
(内線224)

文芸

室蘭市 渡部 忠雄

里の山静かの下に緑あり
明日を寿ぎ初日が昇る
(山下 寿晃)

鈴鳴らし走るトナカイ白い木々
昭雪ふみて雪ん子頭巾
(鈴木 昭子)

井桁模様かすり着の子は上機嫌
学ぶ意義より唯遊ぶこと
(井上 義唯)

釧路町 大道恵美子

北満の建国に勞を尽したる父の
一世は喜寿に終りぬ
北へ嫁し病みたる吾は父母の
看取りさえ叶わず悔い残す
懸命に働かし父母の墓参として
意のままならず昭和も遙か
ねる間なく祖母や姉らを看取りし
吾の氣力と若さを思へり
カナ文字や和製英語の氾濫に
平成の世の移ろひ速し
着飾った成人式の会場に写真を
取り合いタレントめきぬ
悪天に母縫ひくれし晴着やめ
ミシンで縫ひしスーツで出席
哀感の殊更多きこの年を
急行列車喜寿通り過ぐ

俳句

室蘭市 池内満里子

就職が決まった孫と三人で
何年ぶりの年越しの夜
友等から賀状の添え書きクラス会
「今度は会いたい指きりげんまん」
(J.Rの不通で函館でのクラス会流れる)
祭りには友が踊った艶姿
急死の報せに無念の思い

室蘭市 池内満里子

激動をいくつ抜け来し除夜の鐘
いづれ越す冬のひと日や夜行燈
買い出しの思い出に棲む馬橋かな

安心と実績で全道をネットする
認定補聴器専門店-

岩崎電子 補聴器センター

本店	札幌市中央区南2条西3丁目 東南カド
札幌駅前	札幌市中央区北3条西2丁目 札幌H・S・ビル1F
新札幌店	札幌市厚別区厚別中央1条6丁目 ホクノービル3F
手稲店	札幌市手稲区前田1条12丁目
旭川店	旭川市宮下通9丁目 キタノビル1F
函館店	函館市杉並町8-20 オカダビル
苫小牧店	苫小牧市表町5丁目5-1
室蘭店	室蘭市中央町3丁目25-1 TMビル

お問い合わせ
0120-231-282

本社 岩崎電子株式会社
札幌市中央区南2条西3丁目東南カド

印刷・クリーニング・縫製のご用命は

北海道リハビリ

障害者支援施設
リハビリ・エイト

障害福祉サービス事業
リハビリ・クリーナーズ

障害福祉サービス事業
リハビリ・おおぞら

障害者支援施設
札幌ワークセンター

障害福祉サービス事業
セルプさっぽろ

グループホーム・ケアホーム
エルフィンホーム

自立援助ホーム
陽だまり

施設利用ご希望の方はお気軽にご相談ください
法人本部 北広島市西の里507番地1
TEL(011)375-2111(代)

NISSIN

ニッシン自動車工業

身体障害者用・自動車運転装置/販売・取付

岩見沢市志文町九二二二二
電話(0126)331-0805

HOP

ホップ障害者地域生活支援センター

札幌市東区北二十条東一丁目五十一大西ビル一階

TEL(011)748-1620
FAX(011)748-1621

クリーニングは光生舎

光生舎 クリーナーズ
光生舎 ワグショップ
光生舎 エルムクリーニング
光生舎 ライト・スラザ
光生舎 メディック・エル
光生舎 クリーン・セブン
光生舎 スラザ・イン・ザ・パ
光生舎 虹の里
光生舎 虹の里デイサービスセンター
光生舎 フーレビラウ
光生舎 すいこの家
ケアハウス 親愛しらかば荘

救護施設
特別養護老人ホーム
多機能事業所 光生舎ゆいま〜るもがほ

○施設の利用を希望される方は
お気軽にご相談下さい。

連絡先 (社福)北海道光生舎
電話 0125-32-3221
電 担 厚生部

LP

株式会社 ライフパス

札幌市北区篠路一条八丁目六番三〇号
電話(011)772-1471
FAX(011)772-1475

有限会社 岩見沢義肢

岩見沢市緑が丘二丁目八番地八
電話代表(0126)211-1550